

制度	質問	答え
【災害】	災害見舞金の請求の手続きはどのようにすればよいですか？	給付請求の権利は事由発生より3年間有効ですが、請求の手続きは原則発生より3か月以内に申請することとなっています。 お早めにお近くの労働組合または共済会へご連絡ください。
	自宅が火事や地震で被害に遭った場合、なにか補償が受けられますか？	会員本人が居住している住居であることが条件となります。 損壊した家屋の状況に応じて見舞金がUAゼンセンより給付されます。 事象が発生した場合、共済会またはお近くの労働組合各支部へご連絡ください
	【災害見舞金】申請手続きには何が必要ですか？	申請書の他に、自治体発行の「罹災証明」・被害状況がわかる写真などが必要です。 一部損壊の場合は別途修復にかかる見積書も必要です。 ※持家の場合は登記簿謄本が必要な場合もあります。